

建物を新築・改築された皆様へ

建物の住所を決める手続き（新築届のご提出）をお願いいたします。

住居表示（〇丁目〇番〇号）は建物ごとに付けられます。

新築もしくは改築の建物はその都度、住居表示のご登録が必要となります。

なお、以前あった建物と同じ住所になるとは限りませんのでご注意ください。

新築届の手続きは、ご本人、もしくは建築会社などのご担当の方でもできます。

※住居表示が決まらなると転入・転居のお手続きが完了できないのでご注意ください。

▼手続きの流れ

①新築届を郵送もしくは窓口に必要な書類（案内図、配置図）とあわせてご提出ください。
建物の完成予定日から2～3ヶ月前をめどにご提出願います。

↓（注）まちづくり出張所では受け付けていません。

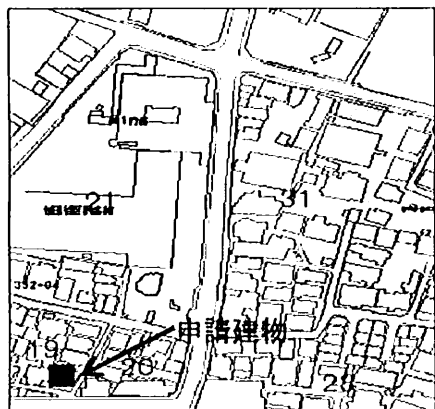
②完成予定日の2～3週間前に住所が決まります。

決定後、世田谷区役所から決定通知書とプレートが送られてきますので、プレートを玄関などの外から見える場所に接着剤、両面テープ等で貼ってください。

▼新築届の書き方

新築届は裏面の記入例をご参照のうえ、以下の2つの必要書類（A4サイズ以上）をあわせてご提出ください。共同住宅は各階の平面図と部屋番号がわかる資料も必要です。

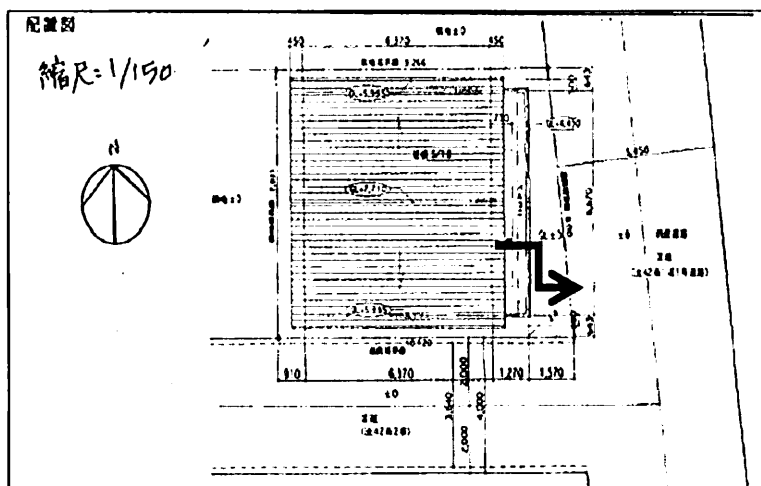
①案内図



申請建物の位置を示すための図面
(住宅地図等のコピー等)

隣接建物等との関係など、申請建物の位置を出来るだけ分かりやすく示して下さい。

②配置図



申請建物の大きさ・形と周辺道路との関係を示すための図面。

玄関から道路への通路を赤矢印で示して下さい。

郵送先：世田谷区役所 地域窓口調整課 住民記録・住居表示係

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話：03-5432-2235